

お知らせ

「電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領」 の改定について

徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部が発注する土木工事において、受注者及び監督員の業務の効率化を図るため、電子メール及び「徳島県オンラインストレージサービス」（以下「電子メール等」という。）を活用した工事書類の提出等を実施しておりますが、この度、次のとおり実施要領を改定しましたので、お知らせします。

なお、この実施要領は、令和3年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う土木工事から適用します。

1 主な改定内容

(1) 情報共有システムについて

要領で用いる「電子メール等」の定義から情報共有システムを削除しました。

(2) 対象書類について

土木工事提出書類の改定及び廃止に伴い、電子メール等を活用可能な工事書類から、「建設資材使用実績報告書」を削除及び「木材使用実績報告書」を「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」に変更しました。

(3) 休日・夜間作業届、工事履行報告書について

紙による提出を行う場合の取扱いを明確化しました。

(4) 電子メール様式2（休日・夜間作業届）について

記載事項の簡素化を図るため、電子メール様式2を改定しました。

2 対象書類

電子メール等を活用可能な工事書類は、以下に示す書類とします。

- (1) 工事打合せ簿（提出・報告・通知・指示）
- (2) 休日・夜間作業届
- (3) 工事履行報告書
- (4) 工事实績データ（登録のための確認のお願い、登録内容確認書）
- (5) 再生資源利用実施書
- (6) 再生資源利用促進実施書
- (7) 任意仮設における県内産木材購入実績報告書
- (8) 徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書
- (9) その他受発注者間の協議により対象とした書類

3 その他

実施方法の詳細については、実施要領をご参照ください。

なお、情報共有システムの活用については、「土木工事における情報共有システム活用試行要領」をご確認ください。